

令和2年定例会 9月定期議会

総務企画常任委員会調査報告書

令和2年9月28日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和2年6月4日～令和2年9月3日

日時	活動区分	内 容	頁
6.4(木)	協 議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6月定期議会中における調査事項について ■ 6月定期議会に係る委員会報告書について ■ 年間活動計画について <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名</p>	—
6.5(金) 13:30～15:10	所管事務調査① (議案調査)	<p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について ■ 登米市過疎地域自立促進計画の変更について ■ 令和2年度登米市一般会計補正予算(第2号) ■ 買い物代行支援事業について <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員6名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか9名</p>	—
6.8(月) 10:00～15:00	所管事務調査② (議案調査)	<p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 財産の取得について ■ 登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について ■ 登米市過疎地域自立促進計画の変更について ■ 繰越明許費繰越計算書について ■ 令和2年度登米市一般会計補正予算(第2号) ■ 救急隊員の感染防止対策事業について ■ 消防団員避難所等支援事業について <p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 繰越明許費繰越計算書について ■ 令和元年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について ■ 下水道事業について <p>《総務部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登米市国民健康保険税条例の一部を改正するについて ■ 登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について 	—

日時	活動区分	内 容	頁
		<ul style="list-style-type: none"> ■継続費繰越計算書について ■繰越明許費繰越計算書について ■令和2年度登米市一般会計補正予算（第2号） <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名 消 防 本 部 鈴木消防長ほか6名 上下水道部 大柳部長ほか5名 総 務 部 中津川部長ほか11名</p>	—
6.12(金)	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■委員会報告書について ■年間活動計画について <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名</p>	—
7.1(水)	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入札結果等について ■事務事業評価について <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名</p>	—
7.14(火) 13:30~15:30	所管事務調査③	<p>《会計管理室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■これまでの消防車両の入札結果について ■公正入札調査委員会及び入札契約監視委員会の状況について <p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■これまでの消防車両の入札結果について <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名 会計管理室 加藤会計管理者ほか2名 消 防 本 部 鈴木消防長ほか2名</p>	5
7.22(水) 10:00~15:30	所管事務調査④ (現地調査)	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高森パークゴルフ場の状況について <p>高森パークゴルフ場 〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名</p>	10
	所管事務調査④	<p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高森パークゴルフ場の状況について <p>〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか4名</p>	

日時	活動区分	内 容	頁
<p>7.28(火) 10:00~15:20</p>	<p>所管事務調査⑤ (議案調査)</p>	<p>《まちづくり推進部》 ■第二次登米市総合計画基本計画の見直し(案)について ■(仮称)第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(案)について ■新型コロナウイルス感染症対応事業等について</p> <p>《上下水道部》 ■第二次登米市総合計画基本計画の見直し(案)について</p> <p>《総務部》 ■第二次登米市総合計画基本計画の見直し(案)について ■新型コロナウイルス感染症対応事業等について ■指定管理者の選定基準における評価項目及び採点基準の見直しについて</p> <p>《消防本部》 ■第二次登米市総合計画基本計画の見直し(案)について ■新型コロナウイルス感染症対応事業等について</p> <p>[出席者] 日下委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか9名 上下水道部 大柳部長ほか3名 総務部 中津川部長ほか10名 消防本部 鈴木消防長ほか6名</p>	<p>13</p>
<p>8.20(木) 10:00~12:00</p>	<p>所管事務調査⑥</p>	<p>《上下水道部》 ■保呂羽浄水場再構築事業について</p> <p>[出席者] 日下委員長ほか委員6名 上下水道部 大柳部長ほか5名</p>	<p>15</p>
	<p>協 議</p>	<p>《委員のみ》 ■事務事業評価について</p> <p>[出席者] 日下委員長ほか委員6名</p>	<p>—</p>

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和2年7月14日(火) 午後1時30分～午後3時30分
2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室
3. 事 件：
＜会計管理室、消防本部＞
 - (1) これまでの消防車両の入札結果について
 - (2) 公正入札調査委員会及び入札契約監視委員会の状況について
4. 出 席 者：委員長 日下 俊、副委員長 岩渕 正弘
委 員 曾根 充敏、佐藤 千賀子、工藤 淳子、中澤 宏、
田口 政信、八木 しみ子

(会計管理室) 会計管理者 加藤 均、契約専門監 須田 英樹、
室長補佐兼契約検査係長 大石 晃也

(消 防 本 部) 消防長 鈴木 秀彦、消防総務課長 伊藤 幸太郎、
警防課長 木戸浦 邦彦

(議会事務局) 主査 小竹 顯
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■公正入札調査委員会及び入札契約監視委員会の状況について
(概要)

1. 公正入札調査委員会

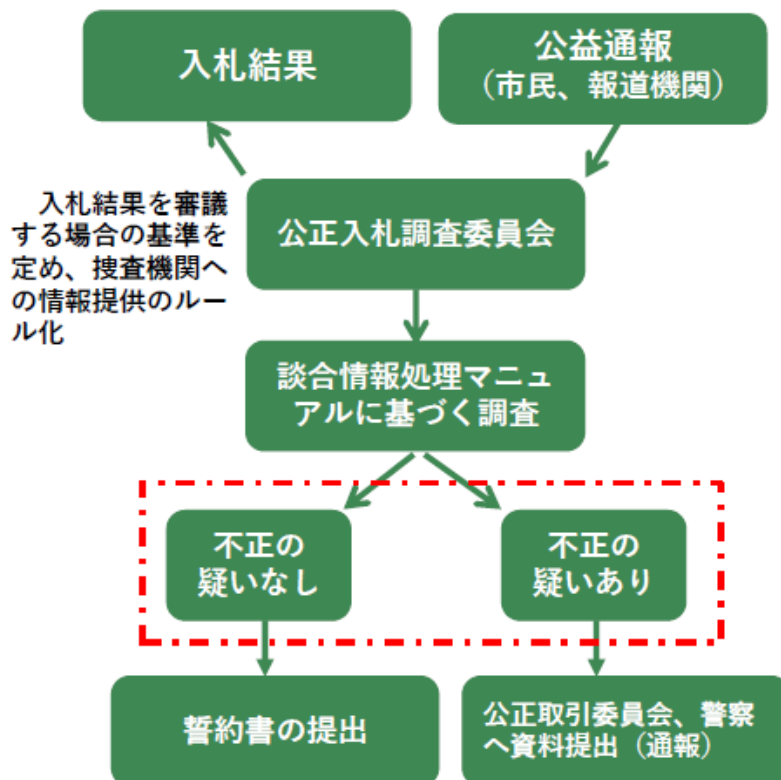
(1) 公正入札調査委員会制度の概要

市では、公正な入札制度の運用を図るため、公正入札調査委員会設置要綱、談合情報処理マニュアルを平成17年5月から施行し、運用している。

これまでの運用は、談合等の不正に係る情報の外部通報を得たときに、公正入札委員会が設置される運用となっていたことから、内部調査機能の強化として、入札前の不正情報だけでなく、過去の入札結果へも審議範囲を広げ、不正が疑われた場合、捜査機関との連携を図りながら入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に努める。

- 審議内容 ①公益通報（市民・報道機関）による市が発注する全ての案件を対象
②過去の入札結果の審議（高い落札率の案件、応札者が少ない案件を対象）

運用のイメージ図



(2) 公正入札調査委員会の運用状況と今後の見通し

①経過

本市発注の建設工事において、官製談合防止法違反事件が発生したことを受け、これまで入札結果における落札率や同一業者による継続受注等の検証を行う体制になかったことから、入札結果について審議し、疑われる案件について捜査機関へ通報する体制を令和2年4月1日から施行した。

②登米市公正入札調査委員会の構成

委員長 総務部長

委員 財政経営課長、まちづくり推進課長、市民生活課長、産業総務課長、建設総務課長、教育総務課長

③今後の見通し

公正入札調査委員会については、8月に開催を予定し、過去3年間の入札結果の検証、予定価格・最低制限価格の落札率が近傍±1%範囲内の案件や同一業者による長期に継続受注している案件等を審議し公正取引委員会へ通報を行う。

2. 入札契約監視委員会

(1) 入札契約監視委員会制度の概要

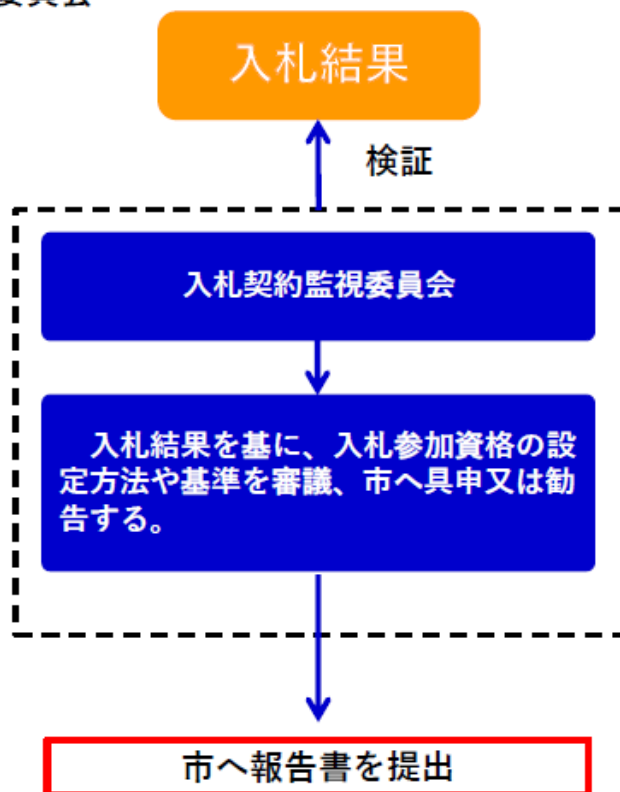
入札契約適正化法に基づく適正化指針において、第三者機関等の活用による入札及び契約の過程、契約内容の透明性及び公平性の確保が要請されている。

入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けることや、入札及び契約の過程について審議し、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に努めるもの。

審議内容 ①入札契約制度の検証、審議

②過去の入札結果から委員が任意で抽出し、入札状況、入札参加資格の設定方法等について審議。(審議対象件数は、1回の開催につき5件程度とし、案件ごとに審議する。)

入札契約監視委員会



(2) 入札契約監視委員会の運用状況と今後の見通しについて

①経過

本市発注の建設工事において、官製談合防止法違反事件が発生したことを受け、入札及び契約の過程、契約内容の透明性及び公平性を確保するための第三者機関として、登米市入札契約監視委員会を設置したものの。

②登米市入札契約監視委員会委員の構成

委員長	貝山 道博	(東北文化学園大学総合政策学科 非常勤講師)
委員	竹内 泰	(東北工業大学建築学科 教授)
	渡部 美紀子	(宮城学院女子大学現代ビジネス学科 教授)
	加藤 哲也	(Y A C 公認会計士共同事務所 公認会計士)

③運用状況

令和2年3月10日、第1回登米市入札契約監視委員会を開催した。平成30年度に執行した入札案件の中から、審議する案件を各委員が2件程度抽出し、応札状況、落札状況、設計の考え方等について質疑をいただき、担当課職員による状況説明、回答形式で審議した。

委員からの意見、指摘事項は特になかったが、次回の委員会からは、審議案件の抽出は委員長に一任することとなった。

④今後の見通し

本年度は、年2回、8月・2月に開催予定としている。

8月の審議案件は令和元年度の入札執行分を審議し、2月は令和2年度の入札執行分を審議の予定。

(所見)

入札及び契約の透明性の確保を目的として、入札契約監視委員会が設立された。

外部委員4名で構成され、初年度は各委員から2件程度抽出し、応札状況・落札状況について質疑が交わされたが、次回からの審議案件については委員長一任となった。

年2回程度の開催予定だが、議会側からの審査要請についても一考すべきではないか。

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和2年7月22日（水） 午前10時～午後3時30分
2. 場 所：高森パークゴルフ場、迫庁舎3階 第1委員会室
3. 事 件：
＜まちづくり推進部＞
高森パークゴルフ場の状況について
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 岩渕 正弘
委 員 曾根 充敏、佐藤 千賀子、工藤 淳子、中澤 宏、
田口 政信、八木 しみ子

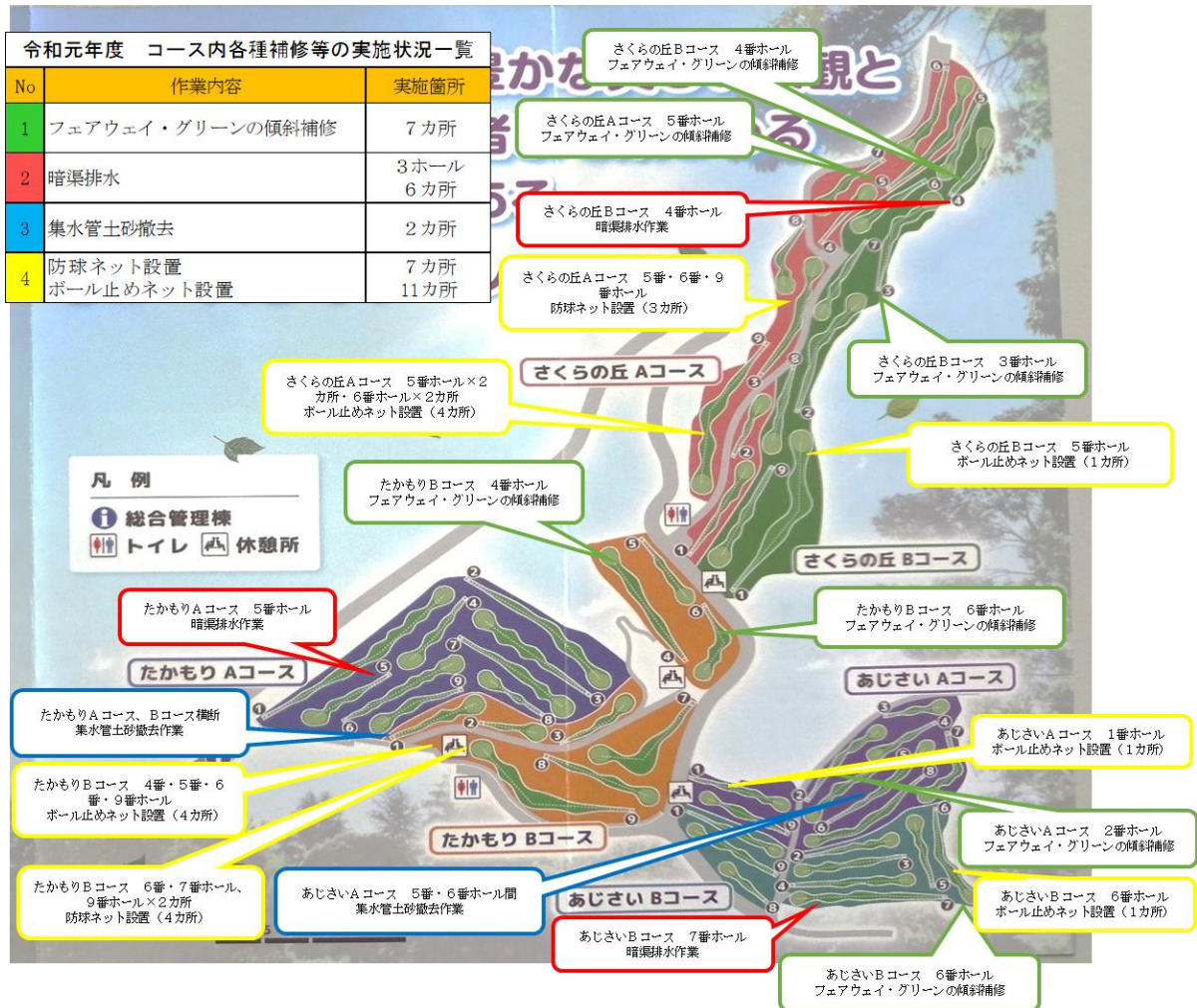
(まちづくり推進部) 部長 佐藤 裕之、次長 佐藤 嘉浩、
まちづくり推進課 課長補佐兼まちづくり推進係長 岸名 紀彦、
観光シティプロモーション課長 千葉 昌彦、
主幹兼観光シティプロモーション係長 千葉 道宏

(議会事務局) 主査 小竹 顯
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■高森パークゴルフ場の状況について

(概要)

コース補修後の状況や利用者及び利用料等の状況について現地調査を実施したものの。



コースの補修箇所等を確認



傾斜が補修されたフェアウェイ・グリーン (たかもりBコース4番ホール)

令和元年度の高森パークゴルフ場の運営実績

1 利用者数と使用料

区分	計画	実績	対比
利用者数（人）	40,000	16,096	40.2%
使用料（円）	20,966,000	9,613,420	45.9%
入場料（円）	20,606,000	9,364,020	45.4%
用具貸出料（円）	360,000	249,400	69.3%

2 結果の分析

計画に対して実績が下回った要因

- 起伏に富んだ戦略性の高いコース設計となっており、主に平坦な近隣市町村のパークゴルフ場と比較した場合、難易度が高く感じられプレーヤー自身のスコアに満足感が得られていないこと。
- プレーの進行が遅れ、待ち時間が生じてしまったこと。

3 これまでの取組と今後の対策

(1) コースの補修

令和元年度中に要望があった個所などのコースを補修しており、プレーヤーからも評価を受けている。

今後もプレーヤーの意見に耳を傾け、プレーの進行に支障が出ないように環境整備を図る。

(2) プレーヤーの拡大

生涯スポーツ推進のための拠点施設として整備したものであり、パークゴルフ愛好者団体等に対して利用を働きかけ、プレーヤーの増加を図る。

(3) コースの魅力を発信

戦略性の高いコース設計となっており、プレーの面白さ、攻略することの楽しさをアピールポイントにし、積極的なPRに努める。

(所 見)

グリーンとフェアウェイの品質は同レベルとする芝生の管理は(刈高調整 15～20 ミリ以内)で、3日に一回は刈込をする仕様になっていた。しかし、ボールの打球は重く、転がりがなく、芝生の管理に問題があるのではないかと感じた。

日常管理として、施肥、除草、散水補助、ホールカップの排水、コース内の点検、清掃は良好と判断するが、ラフ全体に雑草が生えている状態は目に余るものがあった。

特殊管理の目土、播種(補修オーバーシード)、エアーレーション、外周の除草は

実施された痕跡があった。

季節によって芝生の育成状況が変化する中で、育成状況に応じた適切な管理を行い、利用者の安全に配慮した管理作業を行い、最良の芝状況でパークゴルフを楽しめる環境を維持する必要がある。

高森パークゴルフ場全体の芝生を本来あるべき姿にするには、たくさんの労働力、多くの資機材の投入、徹底した芝生の管理を行う覚悟とやり抜く意識が必要であり、より適切な環境整備に努められたい。

また、利用者の増についても、さらなる検討を重ね対策を図られたい。

【所管事務調査⑤】

1. 日 時：令和2年7月28日（火） 午前10時～午前11時00分
2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室
3. 事 件：
　　＜総務部＞
　　指定管理者の選定基準における評価項目及び採点基準の見直しについて
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 岩渕 正弘
　　委員 曾根 充敏、佐藤 千賀子、工藤 淳子、中澤 宏、
　　田口 政信、八木 しみ子

（総務部） 部長 中津川 源正、次長兼政策推進監 小野寺 憲司、
　　市長公室長 高橋 一真、市長公室長補佐 遠藤 林市、
　　財政経営課長 金澤 正浩、
　　財政経営課長補佐兼財政係長 菊地 満、
　　財政経営課長補佐兼スマート行政推進係長 松井 満

（議会事務局） 主査 小竹 顯
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

■指定管理者の選定基準における評価項目及び採点基準の見直しについて
(概要)

公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者の選定に係る評価項目及び採点基準の見直しを実施したもの。

1. 見直しの方向性

- ①「施設の設置目的を踏まえた施設管理運営に関する基本的な考え方」を評価項目として追加すること。
- ②社会情勢の変化等を踏まえた所要の改正を実施すること。
- ③標準点2点を基準に加配点を1点、減点1点とした3段階の採点方式とすること。

2. 見直しの内容

- ①指定管理者制度が「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」に導入される制度（地方自治法第244条の2）であることに鑑み、「施設の設置目的を踏まえた施設管理に関する基本的な考え方」を評価する場合、まず、標準として「設置条例に規定される目的及び関係法令を理解した施設管理運営に関する基本的な考え方を有しているか」を設定し、これを超えて「施設の将来像及びそれを実現するための基本的な考え方を有している」場合に加点することとした。
- ②全般的に社会情勢の変化等を踏まえて所要の改正を行う。例えば広報の取組については、単にホームページ、SNSの活用を評価するのではなく、情報発信の内容や充実度合いを評価するように変更した。
- ③3段階方式とするため標準点を3点から2点に変更し、改正前の5点と4点を統合し3点、併せて2点は1点に統合した。なお標準的要素が改正前の4点または2点に含まれる場合は改正後の2点にその要素を加える。
総合得点は改正により100点満点60点を基準点としていたものが、改正後は60点満点40点基準点に①の新規評価項目を追加し63点満点42点基準点となる。

(所見)

指定管理者選定における評価の見直しについて内容が示された。

選定評価項目については指摘も多いことから今回見直したとのことである。大きな変更点となったのは、評価を5段階から3段階に改め、単純化したことが挙げられる。

採点を簡素化したことで、より客観的な視点で選定されるものと評価すると

ころだが、一方で、従前指定管理者に有利に働く評価方法ではないのかという懸念には対応しかねているようにも感じられる。この新たな評価方法は、すでに選定委員会で決定されたとのことだが、継続して検証されたい。

【所管事務調査⑥】

1. 日 時：令和2年8月20日（木） 午前10時～午前11時00分
2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室
3. 事 件：
＜上下水道部＞
保呂羽浄水場再構築事業について
4. 出 席 者：委員長 日下 俊、副委員長 岩渕 正弘
委 員 曾根 充敏、工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信、
八木 しみ子

(上下水道部) 部長 大柳 晃、次長 千葉 智浩、
経営総務課長 細川 宏伸、経営総務課長補佐 佐々木 隆、
水道施設課長 小林 昭広、水道施設課長補佐 鈴木 安宏

(議会事務局) 主査 小竹 顯
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■保呂羽浄水場再構築事業について

(概要)

保呂羽浄水場再構築事業について調査したもの。

1 水道事業の現状と課題

(1) 現状と課題

■水道事業を取り巻く環境の変化

- ・人口減少等に伴う水需要の減少
- ・水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大
- ・防災対策の強化

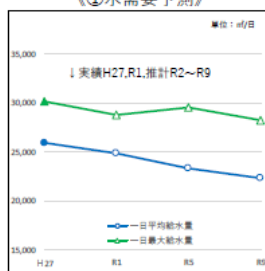
■経営の基盤の強化

- ・的確な現状把握
- ・施設管理の適正化
- ・計画的な管路更新
- ・経営の効率化

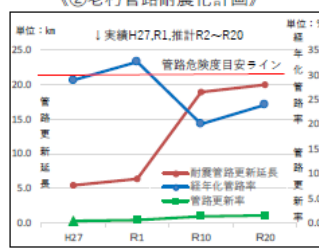
① 給水量の推移

令和9年には22,369m³/日
(H27比86.0%)まで減少

《①水需要予測》



《②老朽管路耐震化計画》



項目	実績	推計		
	H27	R1	R5	R9
一日平均給水量	25,985	24,851	23,360	22,369
一日最大給水量	30,150	28,826	29,532	28,279

項目	実績	推計		
	H27	R1	R10	R20
経年化管路率	28.9	32.7	20.0	24.0
管路更新率	0.4	0.5	1.3	1.4
耐震管路更新延長	5.4	6.4	19.0	20.0

※出典：登米市水道事業施設更新計画（H29策定）

② 老朽管更新の推移

令和20年には20kmの耐震化
への管路更新が必要

(2) 保呂羽浄水場再構築の必要性

【現状と課題】

- ①建設から40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる
- ②近年の異常気象による原水の水質悪化に対応できる高度な浄水処理が必要
- ③建築構造物は「旧耐震基準」で、耐震性が不十分
- ④更新実施には約10年が必要で、事業に取り掛かる時期
- ⑤他の5浄水場へ水の融通（緊急連絡管整備済）する能力を有する

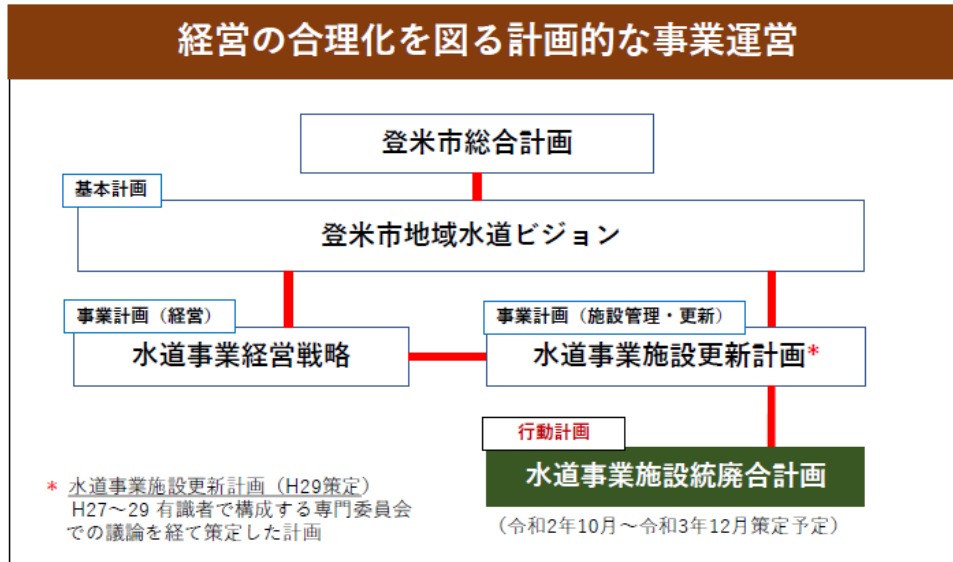
登米市水道事業施設更新計画*より抜粋

基幹浄水場として、現状の施設能力を維持、浄水処理方式「膜ろ過」の導入や構築物の耐震化、施設全体を統括できるシステムの構築が必要

将来にわたり安全な水の安定供給を目指す
保呂羽浄水場再構築事業

2 地域水道ビジョンと更新計画

(1) 更新計画の位置付け



3 基本設計と導入可能性調査

(1) 基本設計

- ① **事業概要** 85%の水を供給する基幹浄水場であり、現浄水施設を運転しながらの更新が必要（主な整備概要は、下記のとおり）
- ・ 水量：取水量31,300m³/日、浄水量30,700m³/日
 - ・ 水質：高度浄水処理『膜ろ過方式』を導入

- ② **整備期間** 8年程度（業者選定2年・詳細設計1年・工事5年）

- ③ **整備概要と概算工事費** 約66億円（税込み）

【整備概要及び概算工事費】

【単位：百万円】

区分	項目	金額
土木	沈殿池改造 場内配管	401
建築	膜ろ過棟 薬注棟 管理棟	1,663
機械 電気	膜ろ過設備 薬注設備 監視制御設備 受変電設備 動力・計装設備 自家発電設備	3,976
合計	(税抜き)	6,040
	(税込み)	6,644

(注) 膜ろ過設備は経済性を考慮した概算工事費で算出

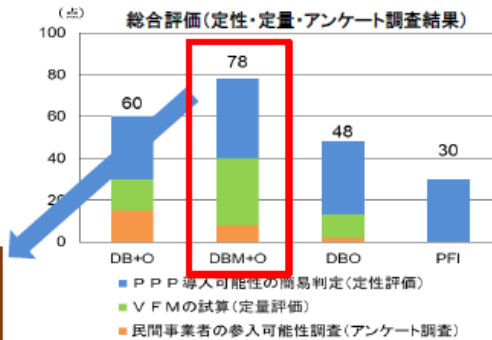
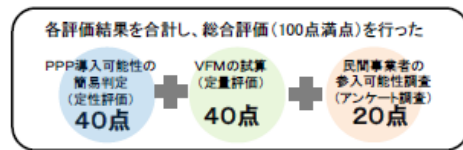
(2) 官民連携方式 (PPP) 導入可能性調査

【調査概要】

○ PPP 事業について最適な事業方式を検討

- ① PPP 導入可能性の簡易判定 (定性評価: 導入の適否等)
- ② VFM の試算 (定量評価: 事業費の削減効果等)
- ③ 民間事業者の参入可能性調査 (アンケート調査: 民間の参入意向等)

【総合評価】



DBM+O
(設計・建設・維持管理+運営)
優位性が最も高い

- ① 定性評価では、事業に適合し「競争性・サービスの継続性」が優れている
- ② 定量評価でも、「コスト削減効果」が優れている
- ③ 参入可能性調査でも、民間事業者の参入意向が高かった

4 統廃合計画の策定

新たな補助事業『水道施設再編推進事業』の創設 (令和2年度)

～ 将来の水需要を踏まえ施設の再構築の必要性から創設 ～

☞ 国・県と保呂羽浄水場再構築事業に適用可能な交付金か協議

■ この事業活用により、保呂羽浄水場再構築事業の財源として対象事業費の約 1/3 が見込める

1 採択基準

水需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業で、次のいずれにも該当する事業であること

- ① 資本単価が水道事業にあっては90円/m³以上であること
- ② 公表された施設整備計画に基づき、3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること

2 対象施設 浄水施設、送配水施設及びこの施設と密接な関連を有する施設 (統廃合に伴い必要となる新たな施設も含む)

3 交付率 1/3

出典: 厚生労働省 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領 (R2改正)

採択基準 1	資本単価 90円/m ³ 以上* ⇒ 登米市 139円/m ³ (令和元年度実績) ☞ 満たす
採択基準 2	3施設以上の廃止を伴う、公表された統廃合計画に基づく事業 ⇒ 公表している『登米市水道事業施設更新計画』(H29策定)には、具体的な廃止施設の記述がない ☞ 満たさない

* 資本単価：減価償却費＋支払利息／総有収水量（20年分）



将来の水需要を踏まえた事業規模の統合整備を定める『統廃合計画』の策定が必要

登米市水道事業施設更新計画*より抜粋

保呂羽浄水場以外の浄水場は、将来的には統廃合が必要であるが、危機管理の観点から、保呂羽浄水場整備完了後、速やかに取り掛かれるよう再構築の計画期間内（10年間）に具体的な統廃合計画を策定する

* 水道事業施設更新計画（H29策定）H27～29 有識者で構成する専門委員会での議論を経て策定した計画

5 取組工程

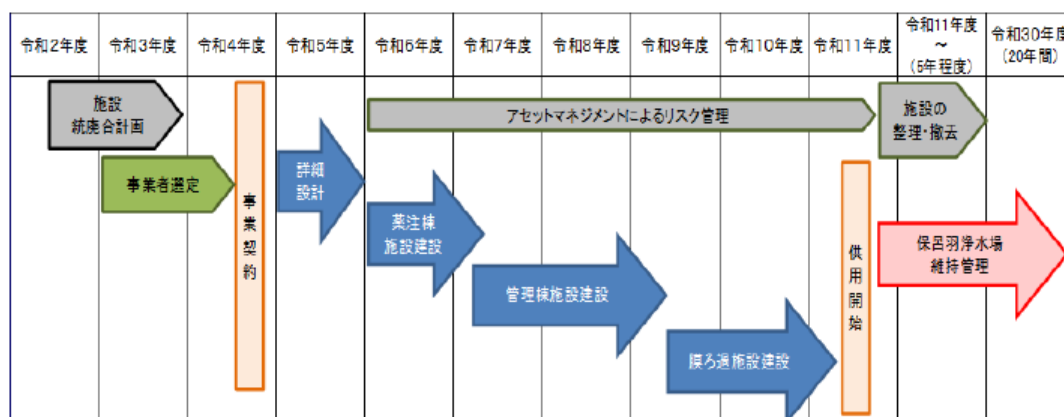
(1) 水道施設統廃合計画の策定

- | | |
|----------|--|
| ①目的 | 将来の水需要を踏まえた施設の再構築（ダウンサイジング）を行い、経営の基盤の強化を図り、有利な財源となる交付金制度の採択要件である「統廃合計画」を策定 |
| ②事業概要 | i 水需要予測及び水理計算（適正な水量水圧の算定）
ii 統廃合施設の明示 iii 概算事業費算出 外 |
| ③計画の策定方法 | 更新計画に基づく「行動計画」として、運営審議会等の意見聴取しながら、技術的アドバイザー契約により実効性のある統廃合計画を策定 |
| ④事業期間 | 令和2年10月から令和3年12月まで |
| ⑤概算事業費 | 11,000千円（財源：水道事業会計 一般財源）
令和2年度 6,000千円、令和3年度 5,000千円（債務負担行為） |

(2) 保呂羽浄水場再構築事業の事業者選定支援業務の延伸

安全性と経済性の両面から、アセットマネジメントによりリスク管理を行いながら「統廃合計画」を策定後に、事業者選定支援業務に着手（1年間先送り）し、令和11年度の稼働を目指す

見直し後 整備工程



(所 見)

保呂羽浄水場再構築については、これまで交付税や補助金等の措置に大きな期待ができないとのことであったが、今回新たに財源上有利な事業が設けられたとの経過が説明された。

保呂羽浄水場は、本市給水人口の約85%に給水する命の基幹施設である。すでに築後40年以上が経過し、再構築についてはしっかりとした準備が求められる。一方で事業費は約66億円が見込まれる大型事業でもあることから、引き続き有利な財源確保に努められるとともに、水道施設再編推進事業の採択要件である施設統廃合については、その効果が最大限発揮されるよう期待する。